

平成19年3月 日

台東区民憲章策定後の取組みについての提言（案）

台東区区民憲章策定区民会議

会長 懸田 豊

■はじめに

平成17年9月に区民憲章を策定するための「台東区区民憲章策定区民会議」が設置されて以来、1年以上に及ぶ議論をし、その成果として「台東区民憲章 あしたへ」の最終案をまとめました。

この最終案は、平成18年11月14日に区長へ報告をさせていただき、その後、台東区議会第4回定例会に議案として上程され、平成18年12月14日に全会一致で議決、策定となりました。

区民会議として、一つの役割を終えましたが、台東区区民憲章策定区民会議設置要項第2には、区民会議の所掌事項として「区民憲章策定後の取組みに関すること」が記されています。

今回は、この区民憲章策定後の取組みについて提言をさせていただきます。

■区民憲章の普及・啓発について

区民憲章とは、区民生活の願いや目標であり、区民が主人公となって、それを実践するものです。

区民憲章は、声に出して読むことによって、台東区をよりよいまちにするためのイメージが各々に浮かび、様々な行動へとつながっていくきっかけとなります。

台東区民憲章が、区民の普段の生活に根付いていくように、区民が台東区民憲章と接する機会を、永続的に保ち続ける必要があります。

そのような機会をつくるためには、普及・啓発のための活動が不可欠です。

区民憲章を策定しても、普及活動が継続しないようでは、せっかくの憲章が十分に浸透せず、風化してしまうのではないのでしょうか。

■普及・啓発における3つの活動について

普及・啓発を推進していくうえで、3つの活動の柱があると考えます。

それは、①広報・周知、②理念の浸透、③行動の喚起・奨励であり、それぞれが同時に連携しあいながら、平行して活動することが肝要です。

①広報・周知

普及・啓発活動について、まず取り組まなければならないのは、広報・周知活動です。

子どもから高齢者まで、広く周知する必要があります。

例えば、リーフレットを作成し、区内小・中学校の全生徒に配布するほか、台東区の行事・イベントでの配付や、CATVやホームページ等のメディアを活用した広報活動など、区内はもちろんのこと、区外の人も意識して、PR活動を展開していきます。

周知にあたっては、台東区民憲章の存在と内容を知ってもらうだけでなく、その上で、台東区民憲章がどう実際の行動に結びついていくのかまでを視野に入れて周知することが重要と考えます。

また、全国へ台東区民憲章をPRするとともに、各自治体等とのネットワークを作ることも意義があると思われます。

そして、地元企業や町会、学校、団体等に働きかけ、様々な工夫によって、形式にとらわれることなく、まちのあちらこちらで台東区民憲章が活用してもらえるよう促進していきます。

②理念の浸透

台東区民憲章をシンボリックな憲章にとどまらせることなく、普段の生活の中で活用できる実効性のある憲章とするためには、その意義や考え方について区内外を問わず多くの人々に理解してもらう必要があります。

とりわけ、“あしたへ”という副題がついているとおり、この台東区民憲章を、将来の台東区を担う子どもたちに伝えていくことは、最も重要です。

そのために、小学校向け、中学校向け等の解説本を作成し、この解説本を基に、学校教育の課程の中で、様々な形で活用していただき、行動の喚起へとつなげていければと考えます。

また、広報・周知活動と連携しながら、町会やコミュニティー、商店街等の団体における色々な活動やイベント等の機会を活かして、区民憲章の理念の浸透を図っていくことが大切です。

③行動の喚起・奨励

区民憲章の存在を知り、理念を理解してもらったうえで、行動をすることが何よりも大切となります。

例えば、お祭りの楽しさを自分の子どもに伝えていくことや、子どもたちの登下校の安全を見守ること、身近な花や緑に水を与えることなどがそれにあたります。

このように、実際の行動を促進していくためには、具体的な行動のイメージを例示することが重要であると考えます。

各条文のキーワードごとに、どのような実践内容があるのかを各団体や個人に対して調査したうえで整理し、テーマを設け、その年度における区民憲章の目標を定めて、行動を喚起していくことも一つの方法です。

この「行動の喚起・奨励」についても、「広報・周知」、「理念の浸透」との連携が重要となってきます。

また、町会をはじめ、ボランティア団体やNPO団体など各団体にアンケートを実施し、区民憲章に関連する活動としてどのような活動を行っているのか、今後どのような活動を新たにやっていきたいのかの調査等を行うことが有効です。

これらの調査した活動を、広報・周知することによって、各団体の活動ニーズと、区民憲章によって掘り起こされた区民自らが何かを取り組みたいというニーズとが重なり合い、一人でも多くの区民が、自発的にそのような力を発揮できるような機会を作ることが意義あることと考えます。

さらに、区民憲章の実践活動として、区民自らがとりくんでいるような団体については、表彰などにより奨励していくことも考えられます。

■普及・啓発の推進にあたって

【進め方】

前段に述べた、3つの活動による区民憲章の普及・啓発活動が、区民に十分に認知され、効果をあげるまでには相当な年月を要することが予想されます。

したがって、長期的な視点から、堅実な活動を積み重ねていくためには、次のことを基本姿勢としたいと考えます。

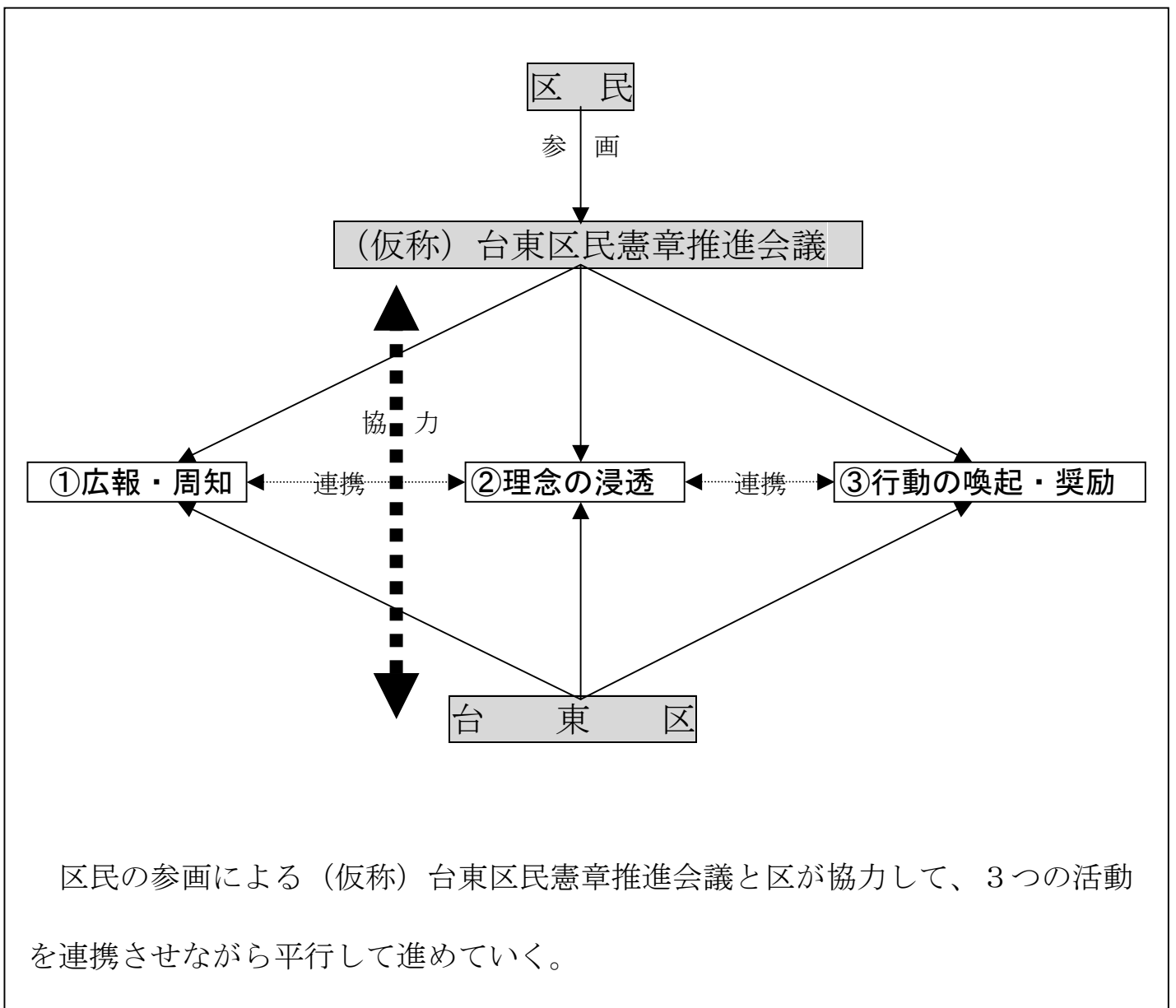
- ・推進活動に関わる人全員が「気持ちよく、前向きになれる」ことを原則とする。
- ・どんな時でも強制や無理強いせず、「長く続ける」ことを最大の目標にする。
- ・できるだけ多くの人が、小さな責任を共有し役割を分担する。
- ・誰もが気軽に参加して実践できるような方策を模索し、できることから始める。
- ・台東区の風土や状況を十分考慮して堅実に進める。
- ・性急に推進活動の成果を求めない。

【推進組織】

以上の進め方を踏まえたうえで、区民一人一人が主人公となって、少しでも「自分にできること」を積み重ねていけるようになるために、区民主体の活動母体の設置を提唱します。

平成19年3月をもって、台東区区民憲章策定区民会議は解散となります。

平成19年4月以降は（仮称）台東区民憲章推進会議を発足させ、多くの区民にこの会議に参画してもらい、区と協力しながら、台東区民憲章の普及・啓発にかかる活動を展開すべきものと考えます。



区民の参画による（仮称）台東区民憲章推進会議と区が協力して、3つの活動を連携させながら平行して進めていく。

■結びに

台東区は、昔から細やかな人情にあふれ、おもいやり、ささえあいながら生活してきました。

そして地域どうしが集い、交流しながら、発展してきました。

このような地域性をもつ台東区は、区民憲章がもつ理念が広く受け入れられやすい土壌が備わっていると思われます。

台東区は、本年、区政発足60周年を迎えます。

この区政の大きな節目にあたり、台東区民憲章の普及・啓発を推進していくことは、改めて台東区の過去・現在・未来に目を向ける契機として意義深いものと考えます。

台東区民憲章が、末永く語り継がれていくことを願い、提言の結びといたします。